和歌山市企業局物品等調達業者指名停止要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、和歌山市企業局が発注する物品の製造又は修理の請負、買入れ及び役務 (建設工事に係る調査、測量、設計、監理等に関するものを除く。)の調達並びに和歌山市企 業局が行う不用品の売払いに係る契約(以下「調達契約等」という。)の適正な履行を確保す るため、和歌山市公営企業契約規程(平成17年規程第10号)に規定する競争入札参加有資 格者名簿に登録された者(以下「有資格業者」という。)に対する指名停止(契約の相手方と することが適当でないと認められる有資格業者について、一定の期間、指名の対象としないこ ととする措置をいう。以下同じ。)について、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

- 第2条 和歌山市公営企業管理者(以下「管理者」という。)は、有資格業者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実があると認めるときは、和歌山市企業局物品等調達業者選定委員会(以下「委員会」という。)に諮り、その審査の結果(以下「委員会の決定」という。)に基づき指名停止を行うものとする。ただし、管理者は、委員会を開催することが困難であると認めるときは、委員会の委員長及び副委員長の決裁をもって委員会の決定に代えることができる。
- 2 管理者は、有資格業者が特定委託業務共同企業体(特定の業務の履行を目的としてその業務 ごとに結成される団体をいう。)の構成員として別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当 する事実があると認めるときは、当該特定委託業務共同企業体の構成員である全ての有資格業 者について、前項の規定により指名停止を行うものとする。ただし、明らかに当該指名停止に つき構成員が責を負わないと認められる場合は、この限りでない。
- 3 管理者は、この要綱に定めのない事由により、有資格業者を一定の期間、調達契約等の相手 方としないことが適当であると認めるときは、当該事情を参酌して適切な期間を定め指名停止 を行うことができる。
- 4 前3項の規定により指名停止を行ったときは、管理者は、調達契約等に係る指名競争入札に おいて、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。
- 5 前項に規定する場合において、当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、 管理者は、その指名を取り消さなければならない。

(指名停止の期間)

- 第3条 指名停止の期間は、別表に掲げる措置要件に応じて、それぞれ同表に定める期間の範囲 内において委員会の決定に基づき管理者が定めるものとする。
- 2 既に指名停止されている有資格業者が、新たに別表に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の始期は、その措置を決定したときとする。

(指名停止の期間の特例)

- 第4条 有資格業者が同一と認められる事実により別表に掲げる措置要件の2以上に該当することとなったときは、該当する措置要件に係る期間の短期及び長期のそれぞれ最も長いものを当該期間の短期及び長期とする。
- 2 次の各号に掲げる場合は、当該該当することとなった措置要件に係る短期の 2 倍に相当する 期間を短期とする。
- (1) 別表に掲げる措置要件(第8号から第13号までに限る。以下この号において同じ。)に

該当したことにより指名停止となった者が当該指名停止の始期から指名停止期間の満了日から3年を経過する日までの間に、措置要件に該当することとなった場合

- (2) 別表に掲げる措置要件(第8号から第13号までを除く。)に該当したことにより指名停止となった者が当該指名停止の始期から指名停止期間の満了日から1年を経過する日までの間に、措置要件に該当することとなった場合
- (3) 別表に掲げる措置要件(第8号から第13号までに限る。)に該当したことにより指名停止となった者が当該指名停止の始期から指名停止期間の満了日から1年を経過する日までの間に、措置要件(第8号から第13号までを除く。)に該当することとなった場合
- 3 管理者は、措置要件に該当したことの情状に特別に酌量すべきものがあるときは、当該措置 要件に係る短期の2分の1を減ずることができる。
- 4 管理者は、別表第12号の規定により指名停止を行う場合において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条の2第10号から第12号までの規定により課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1とする。この場合において、当該期間が別表第12号に規定する期間の短期を下回る場合においては、前項の規定を適用する。
- 5 管理者は、有資格業者について、極めて悪質な事由があり、又は極めて重大な結果を生じさせたと認められる特別の事由等がある場合は、別表に定める期間にかかわらず、2年を超えない範囲内で指名停止の期間を定めることができる。
- 6 管理者は、指名停止の期間中の有資格業者について、酌量すべき情状又は極めて悪質な事由 が明らかになったときは、別表に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができ る。

(指名停止の解除)

第5条 管理者は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該措置要件について責めを負わないことが明らかになったときは、当該有資格業者に対する指名停止を解除するものとする。

(委員会への諮問)

第6条 管理者は、第4条第6項の規定による指名停止の期間の変更又は第5条の規定による指 名停止の解除をしようとするときは、あらかじめ委員会に意見を聴くものとする。

(指名停止の通知)

- 第7条 管理者は、第2条の規定により指名停止を行い、第4条第6項の規定により指名停止の 期間を変更し、又は第5条の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対しそ の旨を通知するものとする。ただし、管理者が通知する必要がないと認める相当の理由がある ときは、通知を省略することができる。
- 2 管理者は、前項の規定により指名停止を行った旨を通知する場合は、必要に応じ、当該有資格業者から改善措置の報告を徴することができる。

(随意契約の相手方の制限)

第8条 管理者は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第9条 管理者は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格

業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附則

この要綱は、平成5年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年12月18日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和7年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

措	置	要	件	期	間
発注調達契約を申請書及びその	等」という。) の添付書類又に	に係る競な契約の履行	等(以下「市企業 争入札参加資格署 行に係る提出書類 不適当であると認	季査 1か月以上 質に	ンた日から 6か月以内
(過失による粗報 2 市企業局発達 雑にしたと認る	注調達契約等0	)履行に当る	たり、過失により		した日から 6 か月以内
	いう。)の履行		約等(以下「一般 過失により粗雑		
る場合のほか、		、又は不誠	たり、第2号に挑 実な行為を行い、 れるとき。		
置が不適切で	注調達契約等の あったため、4	公衆に死亡	たり、安全管理の 者若しくは負傷者 損害を与えたと認	音を 1か月以上	
置が不適切で		美務関係者(	たり、安全管理 <i>₫</i> こ死亡者又は負傷		ンた日から 4か月以内
であったため、 害を与えた場	、死亡者若しく	、は負傷者 その内容が	管理の措置が不適 を生じさせ、又は 社会的及び経済的	は損 1か月以上	ンた日から 3か月以内

措 要 件 置 期 間 (不当要求行為等) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表 当該認定をした日から 権を有する役員(代表権を有すると認められる肩書を付し 4か月以上 12か月以内 た役員を含む。以下「代表役員等」という。)、有資格業 者の役員又はその支店若しくは営業所(常時調達契約等を 締結する事務所をいう。)を代表する者で代表役員等以外 のもの(以下「一般役員等」という。)及び有資格業者の 使用人で一般役員等以外のもの(以下「使用人」とい う。) 又はこれらの者から依頼を受けたものが和歌山市不 当要求行為等の防止に関する要綱第1条に規定する「不当要 求行為等」を行い、契約の相手方として不適当であると認め られるとき。 (贈賄) 9 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が和歌山市企 逮捕又は公訴を知った日 業局の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又 から は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 4か月以上 12か月以内 (2)一般役員等 3か月以上 9か月以内 (3)使用人 2か月以上 6か月以内 10 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が近畿府県 逮捕又は公訴を知った日 (福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び から 和歌山県をいう。以下同じ。) 内の和歌山市以外の公共機 関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は 逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 3か月以上 9か月以内 (1) 代表役員等 2か月以上 6か月以内 (2)一般役員等 1か月以上 3か月以内 (3)使用人 11 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が近畿府県 逮捕又は公訴を知った日 以外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑によ から り逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 2か月以上 6か月以内 (2)一般役員等 1か月以上 3か月以内 (3) 使用人 1か月以上 3か月以内

措	置	要	件	期	間
(独占禁止法違反行 12 独占禁止法第 契約の相手方とし (1)市企業局発注		当該認定をした日から 6か月以上 12か月以内			
<ul><li>(2) (1) を除く</li><li>(3) 近畿府県以外</li><li>(入札妨害及び談合</li></ul>	における勢				12か月以内6か月以内
13 代表役員等、 年法律第45号) る容疑により逮捕 れたとき。	一般役員等第96条6	の6第1項又	は第2項に	規定す	した日から
<ul><li>(1)市企業局発注</li><li>(2) (1)を除く</li><li>(3)近畿府県以外</li></ul>	近畿府県内	における契	約に関するも		12か月以内 12か月以内 6か月以内
<ul><li>(不正又は不誠実な 14 前各号に掲げ 実な行為をし、専 れるとき。</li></ul>	げる場合のし				した日から 12か月以内
15 前各号に掲げ 等が拘禁刑以上の され、又は拘禁刑 刑を宣告され、契 れるとき。	)刑に当たる 別以上の刑	る犯罪の容疑 告しくは刑法	とにより公訴 その規定によ	を提起 1か月以上る罰金	した目から 12か月以内